

参加希望者 殿

独立行政法人水資源機構分任契約職
木津川ダム総合管理所長 竹内 宏隆
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- | | |
|-----------|-----------------------|
| 1 件 名 | 川上ダム係船設備整備工事 |
| 2 業 務 場 所 | 三重県伊賀市阿保地先 川上ダム |
| 3 期 間 | 契約締結日の翌日から令和9年3月10日まで |
| 4 内 容 等 | 別添、仕様書のとおり |

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 現 場 説 明 | 実施しません。 |
| 2 見積参加要件 | ・当機構における令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、「機械設備工事」の認定を受けていること。 |
| 3 見 積 書 等 | |
| 1)様 式 等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。 |
| 2)提出方法 | 電子メール又はFAXによる。(※ 4)提出先に記載されたアドレス及び番号)
なお、電子メール又はFAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)によるものとします。 |
| 3)提出期限 | 令和8年10月9日 17:00 まで |
| 4)提 出 先 | 独立行政法人 水資源機構 木津川ダム総合管理所長 竹内 宏隆
MAIL nyukei_kizuso@water.go.jp FAX 0595-64-8964 |
| 5)担 当 者 | 経理課 坂尾 |
| 6)質 問 書 | 令和8年10月6日 15:00 まで |
| 提出期限 | ※質問の回答については、原則翌日12:00までにHPに掲載します。 |
| 7)見積回数 | 2回を限度とします。

なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年10月15日 14:00までとします。 |
| 8)そ の 他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の100 に相当する金額を見積書に記載してください。

②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。 |
| 4 見 積 結 果 | 見積結果については、 契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知 します。 |
| 5 そ の 他 | 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
2)契約の相手方として決定した場合には、速やかに請書を作成するものとします。
なお、契約金額が100万円以下の場合は、請書を省略することができます。
3)請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
4)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。 |

川上ダム係船設備整備工事

仕様書

令和 8 年 1 0 月

独立行政法人水資源機構
木津川ダム総合管理所

第1章 総 則

第1節 適 用

1-1 適 用

1. この仕様書は、川上ダム係船設備整備工事（以下「本工事」という。）に適用する。

第2節 工事の内容

2-1 工事場所

三重県伊賀市阿保地先 川上ダム

2-2 工事概要

本工事は、川上ダムに設置されている係船設備の機能確保を目的として、浮棧橋の整備を行うものである。

2-3 施工範囲

本工事の施工範囲は、次の工種の設計、製作、輸送、整備及び調整までの一切とする。

1. 浮棧橋レールキャッチ整備 1式

第3節 工期等

3-1 工 期

工期は、雨天、休日等を見込み、契約締結の翌日から令和9年3月10日までとする。

なお、休日には、日曜日、祝日及び年末年始休暇のほか、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

第4節 工事数量

工事数量は、別添「工事数量総括表」のとおりである。

第5節 ワンデーレスポンス

1. 本工事は、ワンデーレスポンス対象工事である。

「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。「その日のうち」とは、受注者からの打合せ簿の提出が午前中の場合は「当日」、午後の場合は「翌日中」とする。ただし、閉庁日を除く。また、「その日のうち」に回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。

2. 受注者は施工計画に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら施工するものとする。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督員へ報告すること。
4. 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、受注者は協力するものとする。

第6節 ウィークリースタンス

1. 監督員及び受注者は「ウィークリースタンス」として、以下の事項を相互で確認し取組むことにより、工事現場環境の改善を行うものとする。
 - (1) 依頼日・時間及び期限に関する事項
 - (2) 会議・打合せに関する事項
 - (3) 業務時間外の連絡に関する事項
2. 受注者は確認した「ウィークリースタンス」の内容について、共通仕様書 1-1-6 施工計画書に記載するものとする。
3. 「ウィークリースタンス」の取組は、工事の進捗に影響を及ぼさない範囲で実施するものとし、災害対応等の事態が発生した場合には適用しない。

第7節 情報共有システムの活用

1. 本工事は、発注者及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムを活用することができる。
2. 受注者は、情報共有システムを活用する場合、次の要件を満たすものを選定すること。
 - ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（最新版 Rev5.8）
3. 発注者及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、発注者と協議の上決定する。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - (1) 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える事
 - (2) サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う事
 - (3) (2) の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると発注者若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる事

第8節 他工事等との協力

下記工事等とは現場及び施工が輻輳することから、施工手順・工程については、当該工事等の受注者と十分な打合せを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。また、下記工事等の変更が発生した場合は発注者から連絡するものとする。

工事等名	施工範囲	工期
令和8年度木津川総管 水門設備外点検整備業務	放流設備点検	自)令和8年4月17日 至)令和11年3月30日
令和8年度木津川総管 水質保全設備外点検整備業務	曝気設備点検	自)令和8年7月4日 至)令和11年3月30日
高山・青蓮寺・川上ダム昇降設備点検整備業務	昇降設備点検	自)令和5年4月1日 至)令和9年3月31日

第9節 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

1. 受注者において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。
また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
2. 1.により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
3. 1.及び2.の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

第10節 貸与資料

1. 貸与資料
 - (1) 工事対象設備完成図書
 - (2) その他、発注者が必要と認める資料
2. 貸付場所及び返納場所
三重県伊賀市阿保地内（川上ダム管理所）
3. 貸与期間
契約締結の翌日から後片付け完了までとする。

第11節 提出図書

1. 作業計画書 1部
作業計画書は、作業工程、作業要領及び安全管理計画等を記載するものとする。
2. 承諾図書 1部
承諾図書は、実施仕様書、使用材料、詳細図等を記載するものとする
3. 作業報告書 1部
作業報告書は、整備結果を記載するものとする。

第12節 異常を発見した場合の連絡

受注者は、本工事施工中に異常を発見した場合は、直ちに発注者に報告するとともに、不具合箇所の報告書を提出しなければならない。

なお、早急な処置が必要な場合は、発注者の指示により対応を要請する場合がある。この場合の費用等については、別途協議するものとする。また、本工事施工中に、本工事に直接起因するか否かを問わず、河川及び構造物等に異常を発見した場合は速やかに発注者に報告するものとする。

第13節 工事中の安全確保

13-1 工事における安全確保

工事中に安全管理上の処置が不適切であった場合は、発注者は労働災害に対する安全管理上の改善命令等を行い、履行報告書の提出を求めることがある。

13-2 重点的安全対策等

1. 工事の施工にあたっては、機構で組織する中央安全協議会が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和8年度における「重点的安全対策」の項目は以下の3項目である。

- (1) 建設機械の稼働に関連した人身事故防止
 - (2) 転落・墜落による人身事故防止
 - (3) 架空線、埋設管等の損傷事故防止
2. 受注者は、施工計画書を立案する際に、現場状況等を事前に確認し、現場条件・工事内容等に即した安全管理を検討するとともに、重点的安全対策の具体的な実施方法を施工計画書に明記するものとする。
3. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。
- (1) 労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
 - (2) 労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
 - (3) 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

第14節 快適トイレの設置

1. 内容

受注者は、発注者との協議により快適トイレを設置する場合、(1)から(11)の仕様を満たすものとする。なお、(12)から(17)については、推奨する仕様、付属品であり、必須とはしない。

【快適トイレに求める機能】

- (1) 洋式(洋風)便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とする)

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)
- (9) サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置)
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法900×900mm以上(面積ではない)
- (13) 擬音装置(機能を含む)
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場(トイレットペーパー予備置き場等)

2. 快適トイレ設置に際しての配慮事項

快適トイレの設置に際しては、以下の(1)～(6)に配慮することとする。

(1) 原則

女性が現場にいる場合は、女性トイレを設置する事を標準とする

(2) 全般

女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く

(3)設置位置

女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する

(4)動線の配慮

男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線の配慮をする

(5)ドアの向き

女性トイレのドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする

(6)照明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする

(7)室温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする

(8)性別の徹底

混雑等を理由に、男性が女性トイレを使用することのないよう徹底する

3. 快適トイレに要する費用

(1)快適トイレに要する費用については、設計変更の対象とする。

(2)受注者は、快適トイレの設置に先立ち「1. 快適トイレの仕様」を満たすことを示す書類及び見積書を添付し、規格・基数等の詳細について発注者と協議するものとする。

(3)快適トイレの費用（【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)）については、従来品相当（10,000円／基・月）を差し引いた後、57,000円／基・月を上限として設計変更の対象とする。

(4)ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限り、入り口別に57,000円／基・月を上限とし計上を可能とする。

(5)設計変更数量は、現場毎に必要な応じて必要性を協議の上、決定するものとし、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、別途計上は行わない。

4. その他

快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第15節 環境対策

15-1 騒音、振動の対策

1. 受注者は、本工事の施工に際し、騒音、振動を発生させないよう努めるものとする。
2. 受注者は、本工事の実施に伴い防音壁等の騒音対策が必要となった場合は、発注者と協議するものとする。

15-2 水質汚濁対策

受注者は、本工事の施工にあたって、切削した金属くず及び油等の流出による水質汚染が無いよう、オイル吸着マット等の準備を行うものとし、その内容を施工計画書に記載するものとする。

なお、本工事において水質汚染等を発生させた場合は、速やかに対処を行うとともに発注者に報告し、その指示に従うものとし、損害が生じた場合は、受注者の責任と費用において速やかに対処するものとする。

15-3 環境物品等の調達

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた水資源機構の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に

推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、発注者と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、特定調達品目の使用が困難な場合には、発注者と協議するものとする。

第16節 工事用電力

本工事で使用する電力及び電気設備は、受注者の負担とする。

第17節 震災対策

1. 受注者は地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発表された場合、または伊賀市緑ヶ丘本町、伊賀市阿保地点において震度4以上の地震が発生した場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第18節 設計変更等

本工事の契約後、設計内容に変更が生じた場合、協議の上、設計変更を行うことができるものとする。

本業務における設計変更は、次の内容を想定する。

- (1) 係船設備（浮棧橋）の整備内容の変更

第19節 参考資料の取扱い

設計図書配布時に提示する参考資料（又は参考図）は、入札参加者の適切、迅速な見積り、受注者の設計変更業務等の容易化に供するための資料として示すものであり、請書第1条にいう仕様書及び図面ではない。

第20節 疑義等

受注者は、設計図書に明記されていない事項又は設計図書に疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議するものとする。

第2章 整 備

第1節 一般事項

1-1 設備仕様

本工事の対象設備の主要仕様は、別紙-1「川上ダム 係船設備仕様一覧表」に示すとおりである。

1-2 整備内容

本工事の整備内容は次のとおりとし、製品の製作、部品等の購入を含むものとする。

設 備 名	整備内容	数量
係船設備	既設レールキャッチの整備	1 基分

1-3 整備条件

1. 工事施工に際し、施工範囲以外の設備に影響を与えないよう作業を進めるものとする。

第2節 係船設備工場製作工

2-1 係船設備製作工

1. レールキャッチ整備部品製作

製作するレールキャッチ整備部品の主要諸元は、次表のとおりとする。

名 称	規格・寸法等	数量
レールキャッチ整備部品	ローラ固定金物 (SUS304)	4 個
	ブラシ取付金物 (SUS304)	4 個
	塵芥用ブラシ	4 個
	上部ローラ (MC ナイロン)	2 個
	ローラシャフト (SUS304)	2 個
	割りピン (SUS304)	4 個

- (1) 外形寸法については、現場設置条件を踏査したうえで、最適な寸法に決定するものとする。
- (2) 水位の変化及び浮棧橋レール傾斜角度の変化に追従する構造とする。

第3節 係船設備現場整備工

3-1 係船設備整備工

1. レールキャッチ整備

- (1) 整備対象は、浮棧橋のレールキャッチ 2 箇所とする。
- (2) 既設レールキャッチを浮棧橋から取り外し、新規製作したレールキャッチ整備部品を取り付けた後、浮棧橋に据え付けるものとする。
- (3) 既設の上部ローラ 2 個及びローラシャフト 2 個は流用するものとする。
- (4) 整備完了後は、発注者の確認を受けるものとする。

－ 以 上 －

別紙ー1 川上ダム 係船設備仕様一覧表

方式	数量	栈橋又は台船の寸法 長さ×幅(m)	備 考
浮栈橋方式 C型配置	1基	5.4×2.0	ステップ、保持金具あり
		8.0×1.1	
		8.0×1.6	

浮栈橋方式:水位の変動に追従できる浮栈橋を設置し、船舶を係留する方法

工事数量総括表

工事名	川上ダム係船設備整備工事 (当 初)				工種区分	ダム管理設備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要	
製作工		式		1			
ダム管理設備製作		式		1			
ダム管理設備		式		1			
係船設備工場製作工		式		1			
純製作費		式		1			
製作原価		式		1			
据付工		式		1			
ダム管理設備据付		式		1			
ダム管理設備据付工		式		1			
係船設備現場整備工		式		1			
共通仮設費		式		1			

工事数量総括表

工事名	川上ダム係船設備整備工事 (当 初)				工種区分	ダム管理設備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要	
共通仮設費 (率計上)		式		1			
純工事費		式		1			
現場管理費		式		1			
据付間接費		式		1			
据付工事原価		式		1			
設計技術費		式		1			
工事原価		式		1			
一般管理費等		式		1			
工事価格		式		1			
消費税相当額		式		1			
工事費計		式		1			

川上ダム係船設備整備工事

参 考 図

この「見積参考資料」は入札参加者の適正かつ迅速な見積りに資するための資料であり、請書第 1 条にいう「仕様書及び図面」ではない。従って「見積参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は施工条件等を十分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成させるための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。

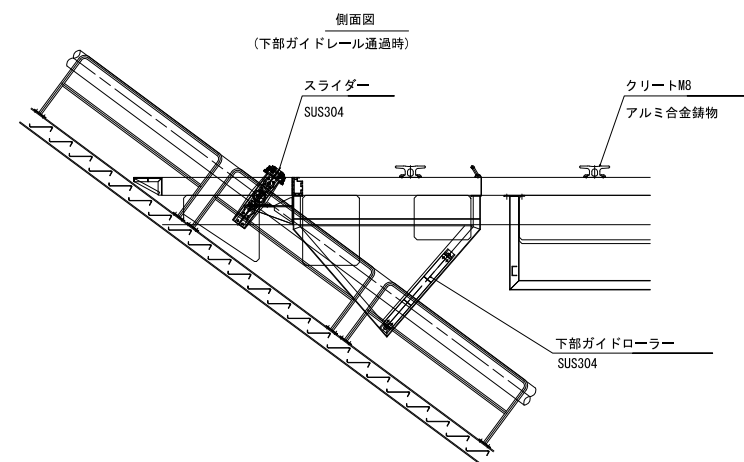
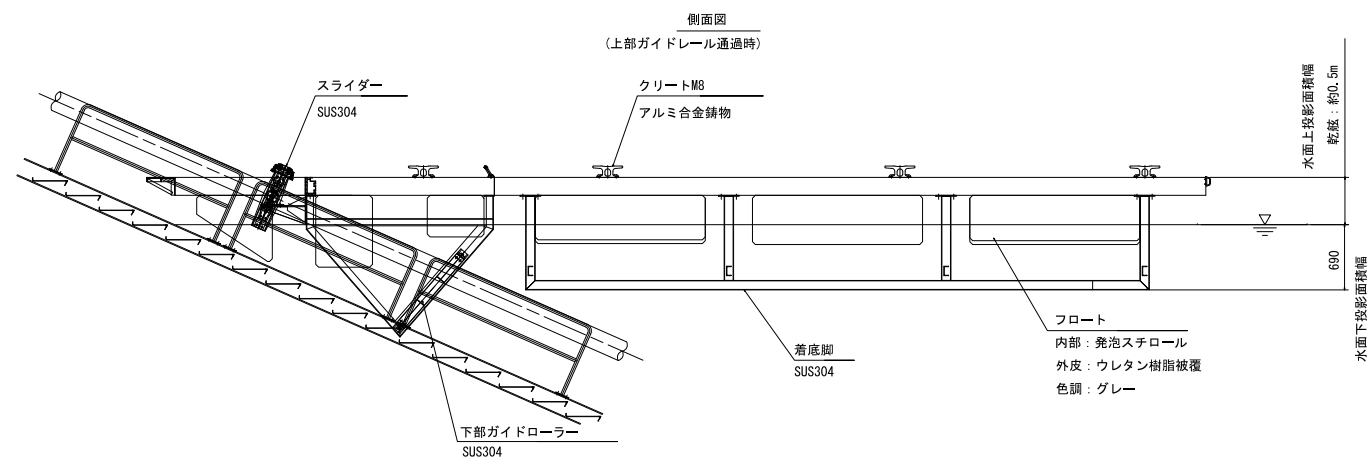
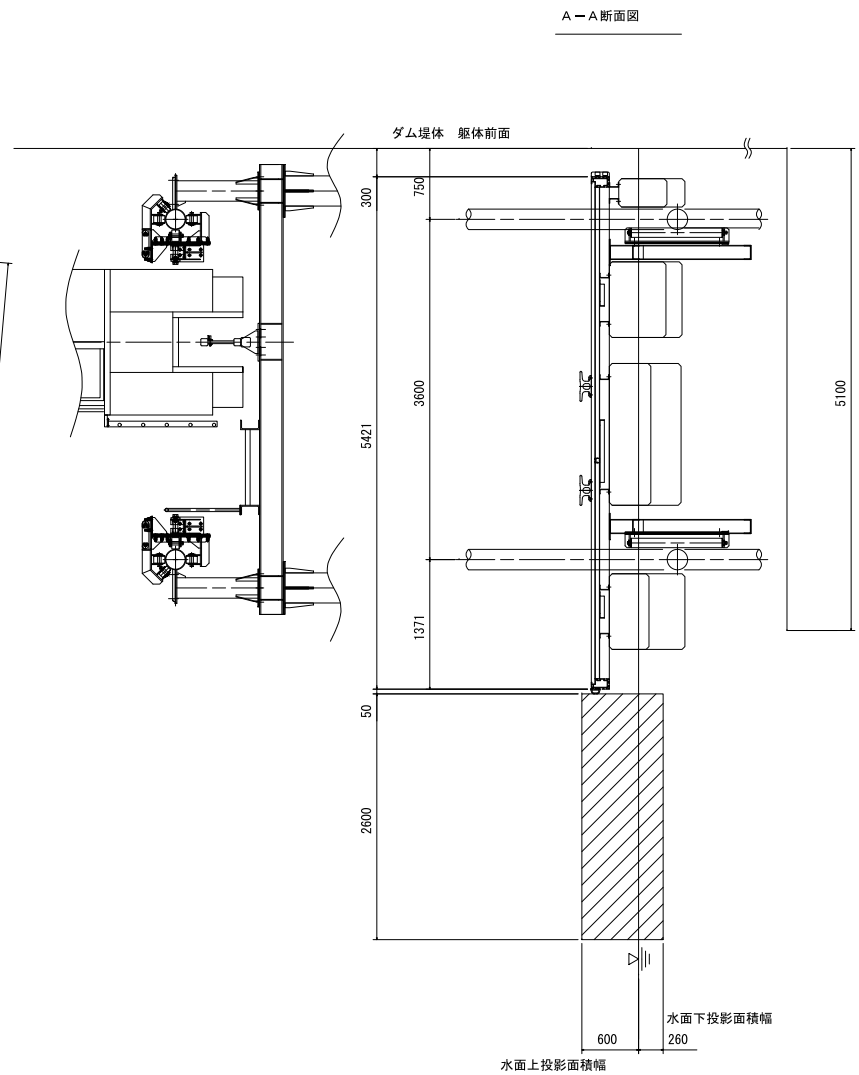
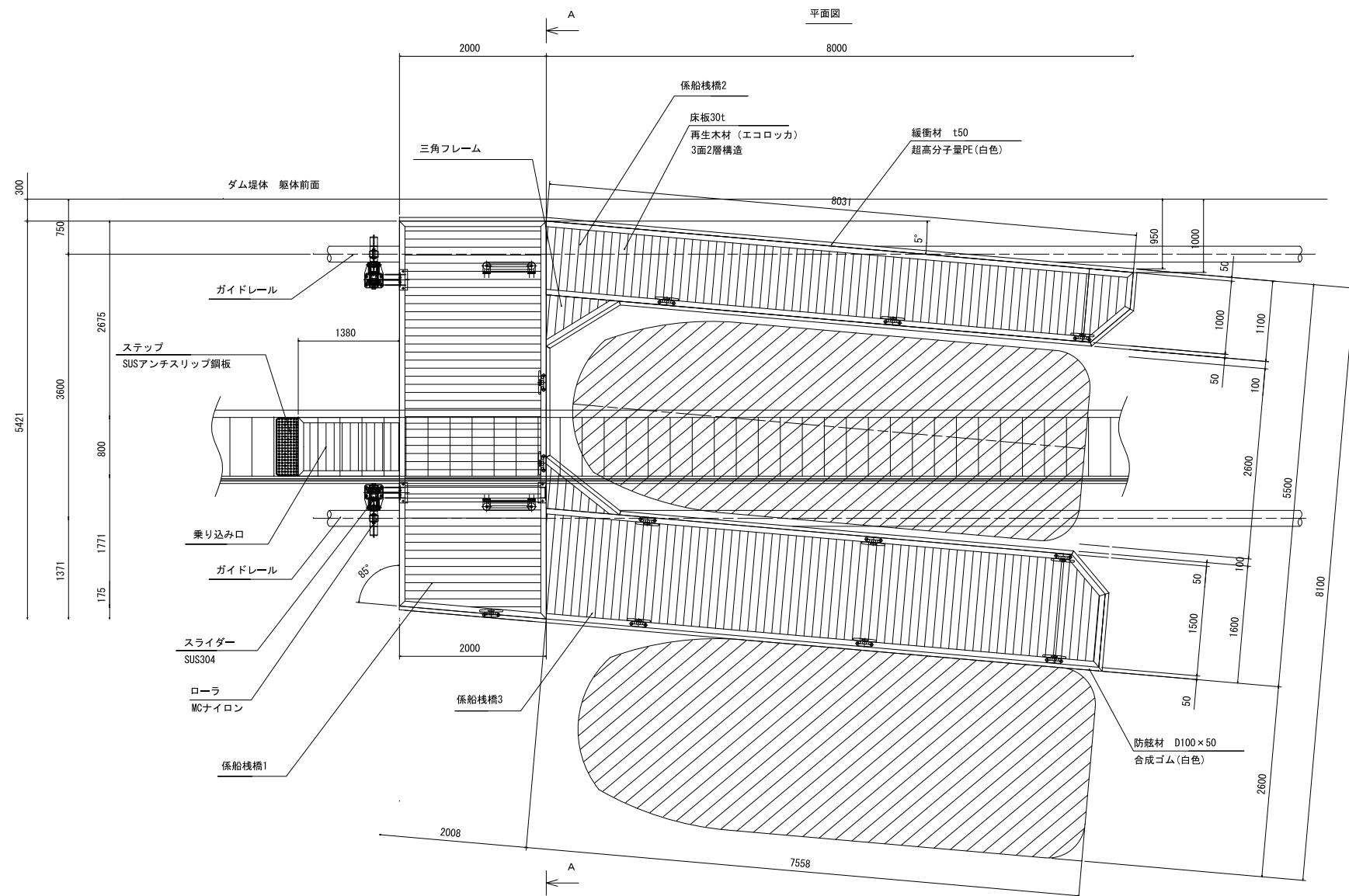
なお、この「見積参考資料」の有効期間は、この工事の見積り合わせの日までとする。

川上ダム係船設備整備工事

図面目録

整理番号	図面名称	備考
1	浮棧橋一般図	
2	浮棧橋レールキャッチ整備部品	

浮棧橋一般図



工事名	川上ダム係船設備整備工事		
名称	浮棧橋一般図		
登録番号	—	整理番号	1
独立行政法人 水資源機構 木津川ダム総合管理所			

川上ダム係船設備整備工事

参 考 資 料

1. 参考数量表
2. 概略工事工程表

この「見積参考資料」は入札参加者の適正かつ迅速な見積りに資するための資料であり、請書第1条にいう「仕様書及び図面」ではない。従って「見積参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は施工条件等を十分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成させるための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。

なお、この「見積参考資料」の有効期間は、この工事の見積り合わせの日までとする。

令和8年10月

独立行政法人水資源機構
木津川ダム総合管理所

1. 参考数量表

労務工数参考数量

区 分	規 格	単位	数 量	備 考
浮栈橋レールキャッチ整備工数	機械設備据付工	人	4	

部品費参考内訳

名 称	規 格	単位	数 量	備 考
浮栈橋レールキャッチ整備部品		組	1	単価：480,000円

2. 概略工事工程表

工事名：川上ダム係船設備整備工事

[illegible]

請 書

- 1 件 名 川上ダム係船設備整備工事
- 2 場 所 三重県伊賀市阿保地先 川上ダム
- 3 期 間 自 令和 年 月 日
- 至 令和 9年 3月 10日
- 4 請負代金額 ￥. ー

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥. ー)

上記の施行をお請けするについては、別添の条項によって信義に従って誠実にこれを履行します。

令和 年 月 日

受 注 者

独立行政法人水資源機構分任契約職

木津川ダム総合管理所 竹内 宏隆 殿

契 約 条 項

第1条 受注者は、別冊の仕様書及び図面並びに表記の事項に基づき、この契約を履行しなければならない。

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、独立行政法人水資源機構（以下「発注者」という。）の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者がこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

第3条 受注者は、履行内容の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

第4条 この契約の履行内容が第1条の図面又は仕様書に適合しない場合において、発注者がその改造を請求したときは、受注者は、これに従わなければならない。

第5条 受注者は、この契約の履行が完了したときは、その旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に受注者の立会いのうえ、完成を確認するための検査を完了するものとする。

3 発注者は、前項の検査によって完成を確認した後、受注者が書面をもって引渡しを申し出たときは、直ちに当該目的物の引渡しを受けるものとする。

4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、請負代金の支払いの完了と同時に当該目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、受注者は、直ちにその引渡しをしなければならない。

5 受注者が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を履行の完了とみなして、前4項の規定を適用する。

第6条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して40日以内に請負代金を支払うものとする。

第7条 受注者の責めに帰すべき事由により、表記の期間内に完成しないときは、発注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額を損害金として受注者から徴収する。

2 発注者の責めに帰すべき事由により、第6条第2項の規定による請負代金の支払いが遅れたときは、受注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。

第8条 受注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第9条 発注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、既済部分に対する対価を申し受けることとし、別途損害があるときは発注者と受注者とが協議のうえ、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

第10条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをい

い、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の規定する違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、債権管理法施行令第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第11条 受注者が、業務を実施するに当たり、受注者は、発注者から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

一 発注者から預託された個人情報を第三者に提供し、又はその内容を知らせること。
（業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合を含む。また、第三者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）

二 発注者から預託された個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

3 受注者は、発注者から預託された個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、発注者から、預託された個人情報の取扱いの状況について報告を求められ

た場合は、直ちに報告しなければならない。また、受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

- 5 発注者は、本契約に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。また、発注者は、その目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本契約の処理に関して必要な指示をすることができる。
- 6 受注者は、発注者から預託された個人情報を、業務終了後、廃止後又は解除後直ちに発注者に返還又は廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 7 受注者は、発注者から預託された個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 8 発注者は、受注者が第1項から前項までのいずれかに違反していると認められるときは、契約を解除することができる。
- 9 受注者は、前項の規定により、発注者が契約を解除した場合において、発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(専属的合意管轄)

第12条 発注者及び受注者は、この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、訴訟物の価額に従い〔伊賀〕簡易裁判所又は〔津〕地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第13条 この契約に定めない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定める。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。.)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構ホームページからダウンロードした見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(電子メール又はFAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(電子メール又はFAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例)
- ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123 + 4 = 127$
 $127 \div 2 \text{ 者} = 63 \text{ 余り } 1$
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123 + 4 + 1 = 128$
 $128 \div 3 \text{ 者} = 42 \text{ 余り } 2$
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業が契約の相手方となる。

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職
木津川ダム総合管理所長 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和8年10月1日に交付された「川上ダム係船設備整備工事」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担当者：

電話番号：

FAX番号：

メールアドレス：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。